

**「流動性比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示等の一部改正(案)」に対する  
パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方**

1. 第1の柱

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	第1条第1項 第76号	<p>処分上制約のない資産の定義として、資金化手段は「売却」に限定されているのではなく、「売却」以外の資金化手段も含むという理解でよいか。</p> <p>(理由) 国際合意や米国の NSFR 最終規則では処分上制約のない資産の定義について LCR の自由処分性に準拠しており、本邦も同様であるならば資金化手段は「売却」に限定されないとと思われる。</p>	<p>第1条第1項第76号のとおり、処分上制約のない資産の定義において、資金化手段は「売却」に限定されません。</p>
2	第89条第1項	<p>「レバレッジ比率告示第8条第4項各号に掲げる全ての要件を満たすデリバティブ取引等」に限り、変動証拠金（現金およびレベル1資産）を差し引くことができるとあるが、当該レバレッジ比率告示の要件に関する記載は削除することが妥当と考える。</p> <p>(理由) レバレッジ比率告示の該当条項では現金のみを対象としており、レベル1資産も対象としている第89条第1項第2号の記載と整合しないため。また、米国、欧州の NSFR 最終規則においても、レバレッジ比率の要件は求めないこととしている。</p>	<p>ご意見を踏まえて、関連条文を修正します。</p>
3	第92条第1項 第1号	<p>告示第9条第1項5号に該当する債券も LCR 上はレベル1資産に該当するため、他のレベル1資産と同様、所要安定調達算入率0%を適用するのが妥当と考える。</p> <p>(理由) レベル1資産の中で区分する合理的な理由がないのであれば、他のレベル1資産と同様に所要安定調達算入率0%を適用し</p>	<p>ご意見を踏まえて、関連条文を修正します。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>てもよいのではないかと考える。</p> <p>また、同じレベル 1 資産でも所要安定調達算入率の異なるものができてしまうと、報告計表上も分割して計上する必要があり、システム開発等への影響が大きい。</p>	
4	第 92 条第 1 項 第 2 号	<p>本条文に記載の「中央銀行等が特別に実施するオペレーション」に資金吸収オペレーションが含まれている場合、当該オペレーションに関する所要安定調達算入率はレベル 1 資産と同様に 0%を適用するのが妥当と考えるが、状況に応じて相談に乗っていただくと考えてよいか。</p> <p>(理由) バーゼル銀行監督委員会が技術的修正を発表した当時(2018 年 6 月)は国債等のレベル 1 資産の所要安定調達算入率は 5%の予定であったが、今回の告示案では米国最終規則を踏襲して 0%となっており、状況が異なっていると思われる。また、仮に資金吸収オペレーションを想定されている場合、所要安定調達算入率がレベル 1 資産よりも高いと、資金吸収オペレーションに協力するディスインセンティブとなり得るのではないかと考える。</p>	<p>本条文に記載の「中央銀行等が特別に実施するオペレーション」に該当する資金吸収オペレーションは現在、実施されておりません。該当する資金吸収オペレーションが実施されることとなれば、Q &amp; A の改正を含め、対応を検討します。</p>
5	第 1 条第 18 号	<p>リスク・ウェイトについては第 1 条第 18 号にて自己資本比率告示第六章第二節に定める標準的手法におけるリスク・ウェイトと定義されているが、第五節の信用リスク削減手法については勘案可能であるか。</p> <p>勘案可能な場合、自己資本比率においてエクスポージャーの額の減額として扱う貸出金と自行預金の相殺、包括的手法による適格金融資産担保を、NSFR においてどのように勘案すべか明確化して</p>	<p>リスク・ウェイトは自己資本比率告示第六章第二節に定めるリスク・ウェイトであり、第五節の信用リスク削減手法は勘案できません。</p> <p>信用保証協会等により保証されたエクスポージャーについては第 2 節第 74 条のとおり、リスク・ウェイトは 10%になります。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>いただきたい。</p> <p>また、勘案不可能な場合も、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーについては第二節に記載があるため、その保証効果を勘案可能であるとの理解で良いか確認させていただきたい。</p>	
6	第 79 条	<p>2018 年 6 月のパブリックコメントへの対応として第 79 条第 1 号と第 87 条第 1 項第 1 号の記載が修正されたとの理解であるが、例えば第 79 条第 1 号で連結貸借対照表に計上された負債又は資本の額から除くとされている「デリバティブ負債及びレポ形式の取引による負債として計上された額」とは、連結貸借対照表に計上された額との理解で良いか。</p> <p>また現在の記載では、第 79 条 2 号・3 号により「NSFR に計上された額」を除くとも解釈しうるため、()内の「計上された額」は「連結貸借対照表に計上された額」等への修正を検討いただけないか。</p>	<p>「デリバティブ負債及びレポ形式の取引による負債として計上された額」は、連結貸借対照表に計上された額を意味します。</p> <p>本件は 2018 年 6 月のパブリックコメントへの対応として修正したものであり、再度の修正は致しません。</p>
7	第 89 条	<p>「第 89 条レバレッジ比率告示第 8 条第 4 項各号の要件を満たすデリバティブ取引等」を判別するにあたり、レバレッジ比率告示第 8 条第 4 項 2 号の要件は以下の理解で良いか。</p> <p>「変動証拠金の額がデリバティブの時価評価を上回る事が求められるが、授受される変動証拠金の種類(現金か有価証券か)には言及されていないため、現金と有価証券の評価額を合計したものがデリバティブの時価を上回ればこの要件を満たしていると言える。」</p>	左記ご理解のとおりです。
8	第 89 条	第 89 条レバレッジ比率告示第 8 条第 4 項各号の要件を満たすデリバティブ取引等について正の再構築コストから控除可能なレベル	ご意見を踏まえて、関連条文を修正します。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>1 資産は以下の理解で良いか。</p> <p>「レバレッジ比率告示第 8 条第 4 項 3 号にて、現金の通貨がデリバティブの決済通貨と同一であることが求められているが、有価証券の通貨には言及されていないため、デリバティブの決済通貨以外のレベル 1 資産は正の再構築コストとの相殺に使う事が出来る。」</p>	
9	第 92 条第 7 号・8 号	<p>第 91 条 7 号・8 号にて、処分制約のないレベル 1 資産及び一定の条件を満たす金融機関向けのレポ取引の掛目が 0%に変更されている。これは、日本独自にバーゼルの NSFR 国際合意文書よりも掛目を緩和するとの理解で良いか。同様に、国際合意文書と異なる掛目を今後適用する可能性の有無について伺いたい。</p>	<p>諸外国の規制策定状況等も勘案し、処分制約のないレベル 1 資産及び一定の条件を満たす金融機関向けのレポ取引の掛目は国際合意文書で示されたものから変更しています。掛目の更なる変更については、現在、とくに予定しておりません。</p>
10	95 条	<p>貸出金が信用保証協会等にて部分的に保証されていて、保証部分と非保証部分でリスク・ウェイトが異なる場合に、貸出金全体のリスク・アセット額を貸出金の残高で除してリスク・ウェイトを逆算する等の計算方法は認められるか確認させていただきたい。</p>	<p>左記方法は認められません。</p> <p>担保・保証等で保全された部分と非保全部分に切り分け可能であれば、貸出金を切り分けた上で、それぞれに対応する所要安定調達算入率を適用して下さい。切り分けることが難しい場合には、いずれか高い方の所要安定調達算入率を貸出金全体に適用して下さい。</p> <p>本件については Q &amp; A を作成します。</p>
11	第 97 条	<p>引当金については Tier 2 資本の基礎項目の額に算入された額以外の額以外について、一般貸倒引当金であれば第 97 条 7 号に、個別貸倒引当金額・部分直接償却の累計額であれば主に第 97 条 5 号にマイナス金額を計上することになるとの理解であるが、内部格付手法採用行にて下記のそれぞれの額の取扱いを確認させてい</p>	<p>本件については Q &amp; A を作成します。Q &amp; A に従って計上いただければと思います。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>ただきたい。(2)と(5)の引当金の額を第97条7号や第97条5号に計上することで良いか。</p> <p>(1)適格引当金が期待損失額を上回り、算入上限内につきTier 2資本の基礎項目の額に算入された額</p> <p>(2)適格引当金が期待損失額を上回り、上限超過につきTier 2資本の基礎項目の額に不算入となった額</p> <p>(3)適格引当金が期待損失額を上回る場合の、期待損失額と相殺された部分の額</p> <p>(4)適格引当金が期待損失額を下回る場合の、期待損失額と相殺された部分の額</p> <p>(5)適格引当に含まれない引当・償却の額。証券化エクスポージャー及び株式等エクスポージャーに係る個別貸倒引当金額・部分直接償却の累計額</p> <p>また以下の理解で良いかも併せて確認させていただきたい。</p> <p>「標準的手法採用行の一般貸倒引当金については、算入上限以内の額は第82条3号に計上し、上限超過につきTier 2資本の基礎項目の額に不算入となった額のみを第97条7号に計上する。標準的手法採用行の個別貸倒引当金、部分直接償却額についてはTier 2資本の基礎項目の額には算入しないため、全額を第97条5号に計上する。」</p>	
12	第97条	<p>会計上、貸出金を部分直接償却にて直接減額する処理を行っている場合、償却額は一般的に貸出金明細ごとではなく顧客毎に算出・</p>	<p>原則として、貸出金等資産毎に算定する必要があります。なお、明細単位の償却額の把握が困難である場合は、</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>計上されており、明細単位の償却額は把握できないケースがある。この時、償却対象となった貸出金(償却前残高)は第97条5号に従い「全額が弁済される見込みが十分に高いと認められるもの以外」として契約上の残存期間に従ってNSFRに計上する理解であるが、償却額は当該貸出金の減額分として同じ報告行にマイナス計上する理解で良いか。</p> <p>また、マイナス計上する残存期間のみなし方は任意とする事を許容いただけるか。(残存期間による掛目の増減は無く、明細単位の償却額の把握が困難であるケースが多いため。)</p>	いずれか高い所要安定調達算入率を適用してください。
13	附則	<p>今回公表された1柱・3柱の告示案及び監督指針は、「令和3年9月30日又は令和4年3月31日から適用」とされているが、COVID-19による緊急事態宣言も各都市で発出され早期収束が見込めない中、平常時よりもシステム化対応や正確性担保のための検証等の金融機関の負荷増大が見込まれる。短期集中となることによる働き方改革への影響も懸念される。適用開始を令和4年3月末とする、又は令和3年度中は任意報告期間とすることを検討いただきたい。また、告示及びQ&amp;Aの確定から適用開始までの期間が十分に確保されるよう配慮いただきたい。</p>	対象となる金融機関の実情を鑑みた上で、適用日を決定しています。

## 2. 第3の柱

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	その他	<p>米国においては、適用開始(2021年)と開示開始(2023年)の時期に1年以上の期間が設けられている。自己資本比率規制との関連や指</p>	<p>国際合意に基づき、適用と開示の開始時期は同一にしております。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		標の性質を鑑みて本邦においても開示開始までには相応の期間を設けることを検討いただきたい。	

(以 上)